

~最低賃金が改定になりました~

ご案内のタイミングが少し遅くなってしまいましたが、10月から最低賃金が改定になりました。今一度、従業員様へお支払いされている賃金が最低賃金以上になっているか、ご確認ください。

《H26 地域別最低賃金の金額は以下のとおりです。》(特定最低賃金適用者を除く)

| | | |
|-----|-------|-------------|
| 東京 | 888 円 | H26.10.1 発効 |
| 神奈川 | 887 円 | H26.10.1 発効 |
| 埼玉 | 802 円 | H26.10.1 発効 |
| 千葉 | 798 円 | H26.10.1 発効 |
| 大阪 | 838 円 | H26.10.5 発効 |



支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを調べる方法は・・・

時間給制の場合

時間給 最低賃金額

日給制の場合

日給 ÷ 1 日の所定労働時間 最低賃金額

月給制の場合

月給 (割増賃金、通勤手当、家族手当等除いた額) ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間 最低賃金額

出来高払制、請負制の場合

出来高払・請負制によって計算された賃金総額 ÷ 出来高払・請負制によって労働した総労働時間数 最低賃金額

【厚生労働省ホームページから一部抜粋】

ご不明点などございましたら弊社リーガルネットワークスまでお問い合わせください！

来月から本格的に年末調整事務の期間に突入します。

書類配布時期など 10 月から早めにスケジュールを立てていきましょう！

10 月の予定

労務 10/1~10/31 9 月分の社会保険料の納付

労務 10/1~10/31 労働保険料第 2 期分
(延納申請をしている場合)

税務 10/1~10/10 8 月分の源泉所得税額・
特別徴収住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>